

*フルペーパー

「今次の一連の危機と、新たなタックスヘイブン対策がスイスに及ぼす影響」

藤田憲資(保健医療経営大学)

目次

はじめに～課題の設定、分析対象、先行研究、意義

第1章 サブプライムショック、リーマンショック時の動向

第1節 スイスの為替レート

第2節 スイスの対外資金フロー

第1項 スイスの金融収支

第2項 スイスの地域別金融収支

第2章 スイスにおける2つの改革

第1節 スイスの銀行の「秘密保持」の改定～「銀行法」の成立した背景と現状の見直し

第1項 「銀行法」の成立—1934年

第2項 銀行の「秘密保持」の改定—2009年

第2節 新たなタックスヘイブン対策～スイスとの関係を中心にして

第1項 先進諸国を中心とした動き

第2項 スイスに関連した動き

第3章 2010年上半期のギリシャショック時の動向

第1節 スイスの為替レート

第2節 スイスの対外資金フロー

第1項 スイスの金融収支

第2項 スイスの地域別金融収支

まとめ

はじめに～課題の設定、分析対象、先行研究、意義

まず、本報告における、課題の設定、分析対象、先行研究における位置づけ、および意義について、順に示すことにする。

①課題の設定

ここ数年、2007年のサブプライムローンに起因した危機(以下、サブプライムショック)、2008年のリーマンブラザーズの破綻に起因した危機(以下、リーマンショック)、および2010年のギリシャを始めとする南欧諸国の財政問題に起因した危機(以下、ギリシャショック)等、大きな危機が相次いで起こっている。そして、これらショックによる負の影響は直接、間接にまだまだ継続している。結果、これらについては、数多くの研究が重ねられている。

その一方で、スイス経済にとっては、この間、これら以外にも大きな出来事があった。それは、これまで長年堅持した銀行の「秘密保持」原則を2009年3月に改定したことであり、また、先進諸国による新たなタックスヘイブン対策を受けて、2010年9月にOECDの「タックスヘイブン」リストから外れたことである。これら2つの改革は、上記のショックと同様に、スイスにとって少なからぬ影響を持つものである。にもかかわらず、上記の一連のショックに比べて、これらを取り上げた研究は少ないといつてよい。

のみならず、本報告の主たる研究対象である、通貨危機ないし国際資金フローの先行研究において、もともと、スイスに焦点を当てた分析はあまり多くないとみてよい。この点について詳しくは、以下で触れるが、かかる場合、主たる分析対象国は、米国、日本、EU諸国と危機国であり、スイスなどの「中継地」については、英国を別にすれば、あまり焦点を当てられていないといつてよい。それは、今次の一連の危機に関する研究においても認められる。

このように、その重要性に比して、危機時における、スイスの為替レートや資金フロー、さらには、スイスの2つの改革に焦点を当てた先行研究は案外少ないといつてよい。したがって、同課題に焦点を当てて報告する意味は大きいのではないか。これが、本報告の出発点である。

②分析対象

本報告の主たる分析対象は、次の3つである。第1は、各ショックにおける、スイスの為替レートおよび資金フローの動向、第2は、スイスにおける、銀行の「秘密保持」、および「タックスヘイブン」に関する改革、そして、第3は、これら2つの改革前後の両ショックにおける、スイスフランの「セイフヘイブン」としての動き¹、および、スイスを巡る資金フローの比較である²。

③先行研究における位置づけ

本報告の分析視角を先行研究の枠組みから示せば、通貨危機および国際資金フローの分野に属するものである。かかるテーマについては言うまでもなく数多くの先行研究がある。

表0-1は、これら分野の先行研究について、1つの整理を試みたものであるが、同表の中で、本報告に関連した分析視角は、通貨危機の研究における「外生説」、国際資金フロー

の研究における「中継地」ベース、ないしグランドデザイン「限定型」などである。なかでも、以下に触れるように、「中継地」に焦点を当てた国際資金フローの分析が本報告の主たる意義であり、中心となる。

もともと、国際資金フローに焦点を当てた研究において、タックスヘイブン等の「中継地」を取り上げたものはさほど多くない。また、取り上げた場合でも、それら研究の多くが、英国に焦点を当てたものであり、かつ、データの制約もあるため、銀行部門の取引に焦点を当てたものである³。したがって、英国以外の「中継地」である、ルクセンブルグ、香港およびカリブ海諸国との資金フローを明示した先行研究となると、より少なくなる⁴。

他方、スイスは、英国と同様に、国際資金フローの「中継地」として代表的な国の1つでありながら、スイスの資金フローを明示した先行研究は、その重要性に比してあまり多くないと言ってよい。また、筆者自身もこれまで詳しく検討してこなかったこともあり、本報告では、そのスイスを取り上げることにした。

④本報告の意義

以上を踏まえて、本報告の意義は、さしあたり次の2つであると考ええる。第1の意義は、通貨危機および国際資金フローの先行研究において、あまり多く取り上げられることのなかったスイスを巡る資金フローについて明らかにしたことである。上記のごとく、それら先行研究において、主な分析の対象国は、米国、日本、EU諸国、ないし危機国であり、スイスの動向に焦点を当てたものはあまり多くないと言ってよい。とりわけ、近年の一連の危機に関連してスイスを巡る資金フローを明示した分析となると、その数は一層少なくなるとみて大過ない。

ついで、第2の意義は、近年のスイスにおける、銀行の「秘密保持」、および「タックスヘイブン」という2つの改革を取り上げたことである。同改革は、近年における一連の危機と同様に、資金フローに影響を及ぼしたと予想されるが、先行研究では案外取り上げられていない。

併せて、それら銀行の「秘密保持」、および「タックスヘイブン」の2つに「セーフヘイブン」を加えた、スイスの「3つの特徴」という切り口から分析を試みたことも意義の1つに含めてよいかもしれない。先行研究では、概して、それらスイスの持つ3つの特徴を、それぞれ別個に、個別の特徴に焦点を当てて分析しているからである。

注

1. 本報告では、「セーフヘイブン」の特徴を持った資産として、さしあたり、次の4つを考える。第1に、リスクが低く流動性の高い資産、第2に、不確実な時期に投資家が購入する資産、第3に、参考となるポートフォリオのリターンとは無関係な(もしくは負の関係にある)リターンを持ったヘッジ資産、および第4に、参考となるポートフォリオが巨額の

損失を被る時に良い成績を残す災難時の資産である(McCauley, R.N and McGuire, P. , 2009, p.86)。なお、「セーフヘイブン」に関する先行研究は数多くあるが、その特徴を持った代表的な通貨としては、スイスフランの他に、円、ドル、ないしユーロなどが挙げられる。近年の研究では、たとえば、Kohler, M., 2010, “Exchange rates during financial crises,” *BIS Quarterly Review*, March, pp.39–50 を参照されたい。

2. 本報告では、今次の一連の危機における、各ショックのおよその対象時期を、さしあたり以下のごとく定める。サブプライムショックについては、FRB、日銀および ECB が緊急の資金供給を行い、かつ、BNP パリバをはじめサブプライムローン関連で巨額の損失を計上する金融機関が表面化した 2007 年 3 Q を中心とした時期、また、リーマンショックについては、リーマンブラザーズの破綻した 2008 年 9 月以降の数ヵ月とする。さらに、ギリシャショックについては、現在もなお継続しているが、本報告では、さしあたり、新政権による財政赤字見通しが大幅に上方修正された 2009 年 10 月から、金融支援を巡る EU および IMF との交渉が合意した 2010 年 5 月までの時期を主たる対象にする。

3. この点について、筆者は、以前の学会報告(第 69 回国際経済学会全国大会)において、英国との 2 国間資金フローを金融収支の枠組みから提示することを試みた。この場合、先記のごとく、英国自身に地域別金融収支のデータが見当たらないため、英国との地域別金融収支のデータが存在する、米国、日本およびドイツの側面から、英国との 2 国間資金フローを示した。ちなみに、そこでは、米国、日本およびドイツにおいて、それぞれの国の地域別金融収支データを使って 2 国間資金フローを示した場合、資金フローの「規模」だけでなく「方向」についても食い違いがみられることを明らかにした。

4. この点について、筆者は、上記ないしそれ以前の学会報告(2008 年度国際経済学会関東支部大会)において、それら国・地域と米国、日本およびドイツとの資金フローは無視できない規模にあることを明らかにし、国際資金フローの研究における、かかる取引の重要性を指摘した。

第 1 章 サブプライムショック、リーマンショック時の動向

本章では、当該時期における、スイスの為替レートならびに資金フローの動向についてみていくことにする。なお、2010 年上半期のギリシャショックにおける、スイスのそれらの動向については、以下、第 3 章で取り上げる。

第 1 節 スイスの為替レート

2007 年から 2010 年にかけての、スイスフランの対ドルないしユーロ相場をみると、図 1-1-1 のごとく、2 度の転換点をみてとれる。これらは、それぞれ、およそリーマンショック、およびギリシャショックに起因した動きであると想像できる。そして、スイスフラ

ンは両時期において、対ドルで減価し対ユーロで増価している。このうち、以下、本節では、リーマンブラザーズの破綻直後から、スイスフランがユーロに対して増価した局面について、次の3つに焦点を当ててみていこう。

その第1は、ハンガリーおよびポーランドに代表される、スイスフラン建ての借入と返済である⁵。それは、主に、両国における住宅ローンの借入においてみられた。そのため、その後、サブプライム・ショックを受けて、スイスフランが他通貨に対して増価していくと、ハンガリーおよびポーランドにおいて、銀行は内貨の流動性を最終的にはユーロやドルでなくスイスフランに換える必要に迫られた(BIS, 2010, p.58)。かかる事態を受けて、スイスの中央銀行は、リーマン破綻後の混乱の中、2008年11月にポーランドの中央銀行と、また、2009年1月にハンガリーの中央銀行とそれぞれ通貨スワップ協定を結び、両国の金融機関にスイスフランを供給する体制を整えた。

残る2つの注目点は、キャリー・トレードの巻き戻しと、スイスフランの「セーフヘイブン」としての役割である。これらについては、ECBの『月報』において以下のごとく端的にまとめられている。すなわち、2008年8月末から12月3日の間に、ユーロは、スイスフランに対して5.1%減価した。とりわけ、10月にスイスフランに対して突如減価したのは、予想される為替レートのボラティリティーの高まり、ならびにキャリー・トレードの巻き戻しに関連したものであったかもしれないが、それだけでなく、スイスフランはまた現下の金融の混乱の最中に「セーフヘイブン」通貨として機能した、とある(ECB, 2008, p.92)。

かかる指摘のうち後半の部分は、ECBがスイスフランを「セーフヘイブン」通貨として認識していることを示すものであるが、同様の指摘はまた Bundesbank の『月報』においてもみられ、「セーフヘイブン」としての役割により、スイスフランもまた2008年9月以降の一定期間、目立って増価した(Deutsche Bundesbank, 2010, p.41)、とある。

以上のごとく、リーマンブラザーズの破綻に付随したリスク回避指向の高まりが、キャリートレードの巻き戻しを通じて、さらには、ユーロに対する「セーフヘイブン」通貨としてスイスフランの購入を促進させるとともに、これに伴うスイスフランのユーロに対する増価が、借入の返済を通じてさらなる増価をもたらしたとみてよい。

注

5. この場合、スイスではなくドイツ、イタリアおよび米国の銀行の子会社がハンガリーおよびポーランドにおいてスイスフラン建ての貸出を行った(McCauley, R.N, 2010, p.18)。なお、両国でユーロ建てでなく、スイスフラン建ての借入が進んだ背景には、外貨建て借入においてカギとなる金利差と為替レートの予想変化とを鑑みた場合、ユーロに密接にペッグしていた国々と異なり、両国の通貨はユーロに対してかなり変動していたこと、他方、スイスフラン建ての借入に際して、金利差を相殺するほどのボラティリティーを増加さ

せることはほとんどないことがあった(McCauley, R.N, 2010, p.19)。

第2節 スイスの対外資金フロー

本節では、サブプライムおよびリーマンの両ショック時における、スイスの対外資金フローを考察する。第1項では、取引相手国全体との資金フローを、つづく第2項では、そのうち主要先進4カ国との資金フローを明らかにすることにする。

第1項 スイスの金融収支

2000年代における、スイスの金融収支の動向をみると、図1-2-1-1にあるように、基本的には流出超過であるが、2008年から2010年にかけて流入超過の時期もみられた。その1つが、およそリーマン破綻後の局面である。そして、図1-2-1-2をみると、かかる流入超過の主な中身は、「その他投資」であったことがわかる。これは、非居住者がスイス所在の銀行から資金を引き揚げる以上に、スイス所在の銀行が海外から資金を引き揚げたことによるものであった。すなわち、この時期、銀行部門の取引に「逆流」がみられた。

さらに、同時期における、スイス所在銀行の取引について、スイスフランの取引に絞ってみると、図1-2-1-3のごとく、およそリーマン・ショックを境にして、流出超過から流入超過に転じている。これは、主に資産が減少したことによるものであり、すなわち、同時期に、スイス所在銀行が海外からスイスフランを引き揚げたことを意味している。それでは、どのような国々から資金を引き揚げたのであろうか。次項でみていくことにしよう。

第2項 スイスの地域別金融収支

本項では、サブプライムおよびリーマンショックの時期における、スイスの対外資金フローを考察するが、データの制約により、取引相手国として、米国、日本、ドイツおよび英国を取り上げることとする⁶。ただし、これら国々のうち、米国および英国については、スイスに対する地域別金融収支のデータが管見の限り見当たらないので、両国に所在する金融機関との取引についてのみ考察する。なお、かかるアプローチは、後の第3章第2節第2項においても同様である。

まず、図1-2-2-1で、米国との資金フローについてみていくと、2000年代に入り、概ね、米国所在の金融機関からスイスへの流出超過が続いている。その規模は、2006年からサブプライム問題が表面化してきた2007年にかけて大きく増加した。しかし、その後、およそリーマンショックの時期を境に、米国所在の金融機関からスイスへの流出超過は大きく減少に転じた。かかる動きは、同図のごとく、主に債権残高の動きに起因するものであり、米国所在の金融機関によるスイスに対する態度の変化を伺うことができる。

次に、図1-2-2-2で、日本との資金フローについてみると、2000年代前半は、概ね、スイスから日本への流入がみられる。その後、流出入がともにみられたが、およそリーマ

ンショックの時期を境にして概ね日本からスイスへの流出がみられる。とくに、リーマン破綻直後の2008年9月、12月および2009年3月をみると、「負債項目」はマイナスであり、これは、スイスの居住者が日本から資金を引き揚げていることを示すものである。

ついで、図1-2-2-3で、ドイツとの資金フローをみると、2000年代に入って、概ね、スイスからドイツへの流入がみられる。その規模は、およそサブプライムショックの時期に目立って大きくなった。ところが、およそリーマンショックの時期に当る2008年3Qから3つの四半期をみると、ドイツからスイスへの流出に転じている。加えて、上の日本のケースと同様に、同時期における「負債項目」はマイナスであることから、これら3つの四半期において、スイスの居住者がドイツから資金を引き揚げていたことがわかる。

最後に、図1-2-2-4で、英国との資金フローをみると、2000年代に入り、概ね、スイスから英国所在の金融機関への流入超過が続いているが、その規模は、およそリーマンショックの時期を境にして大きく減少した。これは、主に、負債残高が債権残高を上回って大きく減少したためであった。すなわち、英国所在の金融機関はスイスへの貸出を減らしたが、それ以上にスイスからの預け入れが大きく減少したのである。

以上、これら4カ国とスイスとの資金フローをみたところ、米国やドイツのように、およそサブプライムショックの時期に変化がみられたケースもあったが、4カ国に共通していたのは、およそリーマンショックの時期を境にした少なからぬ変化であった。大まかに言えば、同時期以前にみられた、スイスから日本およびドイツへという資金の流れは、リーマンショックの直後に、日本およびドイツからスイスへという資金の流れに転じた。他方、米国所在の金融機関からスイスへ、そして、スイスから英国所在の金融機関へという資金の流れはそれぞれ規模が減少した。かかる考察を見る限り、スイスがおよそリーマン破綻の直後に資金を引き揚げていたのは、建て通貨でみるとスイスフランであり、取引相手国でみると日本、ドイツと英国所在銀行からであったと見て大過ない。

注

6. ここで取り上げる4カ国以外の取引相手国のうち、インドについて少し触れておく。それは、スイスとインドの2国間資金フローに関する直接的なデータは管見の限り見当たらないが、その取引が無視できない規模にあることを伺わせる間接的な資料があるからである。たとえば、『週刊エコノミスト』によれば、スイス銀行協会が個人口座の国別残高ランキングを公表したところ第1位がインドの1.5兆ドルであり、その規模は、第2位のロシアの3倍を超え、かつ第3位の英国の中にも在英インド人が少なからず含まれているという(『週刊エコノミスト』①)。このような巨額の預金がみられる1つの理由として、インド人による不正資金の取引があり、海外に同国のGDPの3割強に当たる4620億ドルを蓄財し、その多くがスイスの銀行口座にあると推計されている(『週刊エコノミスト』②)。

第2章 スイスにおける2つの改革

本章では、前章のショックにつづく時期に、スイスで行われた2つの改革についてみていくことにしよう。これらの改革は、今次の一連の危機の合間に実施されたこともあって、大きく注目されることはなかったが、スイスにとっては、以下、本章で示すように大きな改革であった。

第1節 スイスの銀行の「秘密保持」の改定～「銀行法」の成立した背景と現状の見直し

第1項 「銀行法」の成立—1934年

本項では、次項で銀行の「秘密保持」の改定について述べる上で、あらかじめ「銀行法」の成立について簡単に整理しておくことにしたい。この点について、詳しい文献の1つである『タックスヘイブン』に依ると、直前の大恐慌、隣国フランスの政権交代(1932年)に伴う積極的な脱税対策へのシフト、および国内におけるスイス社会党の反対という状況にありながらも、外国人顧客の信頼喪失を恐れた金融界の強力な働きかけもあって、1934年に銀行の「秘密維持」を法律で定めた、とある。そして、これを1つの大きな武器にして周辺地域から資金を引き寄せ⁷、その後の3年間でスイスの銀行が管理する資産は28%増大した。加えて、バハマやリヒテンシュタインなど他のタックスヘイブンも同法律を真似たという。

注

7. 同法の成立以前から、スイスの銀行に資金が集まる幾つかの理由があった。ここでは、さしあたり、次の4つを挙げておく。第1は、シャルル9世(16世紀)、ないし、ルイ14世(18世紀)の時期に顕著に見られた、新教徒への抑圧であり、第2は、ルイ14世の戦争およびフランス革命に代表される、戦争および内乱である。これらは、いわば資産のシェルターとしてスイスの銀行を利用しようとしたものである。ついで、第3は、フランスなどでみられた、上記の戦争や内乱、さらには第1次大戦を受けた戦費調達に伴う増税である。これは、いわば「タックスヘイブン」としてスイスの銀行を利用しようとしたものである。そして、第4は、スイスないしスイスの銀行の魅力である。その魅力とは、たとえば、中立の保証(1815)、匿名口座の開設(19世紀末)、スイスの銀行によるマーケティングおよびスイスにおける両替の自由等(20世紀初め)である。

第2項 銀行の「秘密保持」の改定—2009年

銀行の「秘密保持」の改定を述べるに当たって、まず、スイスでは、他の主要国と異なり、「納税の回避」と「脱税詐欺行為」を明確に区別していることを確認しておこう。スイスにおいて、「納税の回避」は、申告忘れや申告漏れに起因するものであり、罰金などの行政罰しか科されず、また、顧客情報は保護される。他方、「脱税詐欺行為」は、書類の偽造に起因するものであり、刑事罰の対象になり、また、顧客情報は保護の対象にならない(楠本・

勅使川原監修、永井編、2010、116–117 頁)。

次に、本改定の具体的な中身であるが、端的に言えば、OECD の租税条約モデル 26 条に従うということである。結果、各国との二重課税条約の見直しを行い、「脱税詐欺行為」のみならず、「納税の回避」に関しても守秘義務解除の要求に応えることになる(Swissworld)。すなわち、他国の当局が個々の案件について、具体的な理由をもって銀行顧客の情報を開示することを要求した場合、それが「納税の回避」の場合でも、これに応じることを求められる(Swissinfo①)。

ただし、併せて確認しておかなければならないことは、国内の銀行顧客については、銀行の守秘義務は引き続き有効であり、これまでと同様に、「納税の回避」と「脱税詐欺行為」は異なる扱いとなる、ということである(Swissinfo①)。

最後に、この銀行の「秘密保持」の改定に関連して、次の 2 点に触れておきたい。1 つは、同改定がなされた 2009 年 3 月を中心とした銀行部門の対外資金フローである。表 2-1-2-1 のごとく、2009 年 1 Q・2 Q における、銀行部門の「負債」はいずれも流入超過にある。もちろん、このことから直ちに影響が小さかったと結論づけるのは早計であり、この結果はあくまでも、本改定による銀行部門の取引への影響を判断する上での 1 つの参考である。もし、この影響を本格的に解明しようとするならば、データの制約や、他のショックとの区別等、様々な課題を克服する必要がある。しかし、現時点ではそれらに対する十分な準備がないので、より詳細な分析については他の機会に譲ることとする。

いま 1 つは、銀行の「秘密保持」を改定する一方で、スイスが預金の維持、獲得に向けた新たな政策を打ち出したことである。その 1 つが、銀行の健全性である。連邦の専門委員会は、2010 年 10 月 4 日、UBS およびクレディ・スイスに対して「バーゼルⅢ」の基準よりも高い自己資本比率を課すことを提案した。具体的には、2010 年 11 月に G20 サミットで最終合意した BIS の「バーゼルⅢ」の規制案で、自己資本比率を 10.5%、うち、いわゆる「狭義の自己資本比率」を 7.0% と定められたものを、それぞれ、19% と、10% にするという提案である(Swissinfo②)。この提案を受けて、スイス政府は、2011 年 4 月 20 日に主要銀行に対するより厳格な規制を認め、その後、議会で認められれば 2012 年初めに実施される予定である(*Japan Times*①)。

以上、本節において、銀行の「秘密保持」の改定についておおよそ確認したところで、次節では、もう 1 つの改革である、タックスヘイブンからのシフトについてみていくことにしよう。

第 2 節 新たなタックスヘイブン対策～スイスとの関係を中心にして

第 1 項 先進諸国を中心とした動き

本項では、先進諸国による新たなタックスヘイブン対策についてみていくことにする。

サブプライムショックやリーマンショック等の大きな危機が相次ぎ、結果、先進諸国はそれらへの対応から財政収支が悪化した。そして、こうした状況において、先進諸国が打ち出した1つの対策が、タックスヘイブン向けの脱税対策であった。

表 2-2-1-1にあるように、先進諸国は、一方では、超国家機関の枠組みから、他方では、各国独自に、タックスヘイブンに対して様々な対策を講じている。これらは、大別すれば、次の3つに整理できる。第1は、タックスヘイブンの「リスト」の公表、第2は、「グローバル・フォーラム」の設立、および、第3は、主要先進国による個別の脱税対策である。このうち、本項では、OECDの作成したタックスヘイブンの「リスト」について、少し触れておこう。

OECDは、2009年4月の20カ国・地域(G20)首脳会合(金融)での合意を受けて、具体的なタックスヘイブンの国・地域を掲載した「リスト」を公表した。それは、国際的に合意された税基準の受け入れを表明しているものの、その取り組みが不十分な、いわゆる「グレーリスト」の38カ国・地域と、同基準の受け入れを表明していない、いわゆる「ブラックリスト」の4カ国から成る。その後、2010年7月になると、「ブラックリスト」の国はなくなり、また、「グレーリスト」の国・地域も14に減少した。ただし、同「リスト」には中国の強い意向もあってタックスヘイブンとして有名な香港ないしマカオが除外されており⁸、これは、今後の国際資金フローを見ていく上で留意すべき事実である。

第2項 スイスに関連した動き

つづいて、本項では、前掲の表 2-2-1-1 を使ってスイスに関連した動きに焦点を当ててみていくが、その際、次の3点に注目する。第1は、米国とUBS、第2は、タックスヘイブンの「リスト」と租税条約の改定、および、第3は、(欧州諸国による)盗難データの購入である。

これら3点の詳しい経過については同表に示されているので、ここではそれ以上立ち入らないが、それぞれの中身を端的にまとめれば、順に、第1が、米国によるUBS、ないしスイスに対する銀行情報の公開要求、第2が、「グレーリスト」から外れる条件である11カ国との租税条約の改定に向けたスイスの取り組み、および、第3が、フランスやドイツなどによる盗難データの購入を通じた脱税の摘発である。

ここに、様々な手段を通じて、スイスの銀行の情報を得ようとする先進諸国と、かかる動きに対して、基本的には否定的な立場をとりつつも、タックスヘイブンの「リスト」に掲載されることは回避したいスイス、というそれぞれの立場をみてとることができる。

以上、本章を通じて、先進諸国が主導したタックスヘイブン対策により、スイスの銀行が「秘密保持」の原則を見直し、「タックスヘイブン」のリストから外れる経緯をみてきた。しかし、結果的には、銀行の「秘密保持」の改定は対外向けに限られること、また、これに関連した「タックスヘイブン」からのシフトも、事実上、名目的な意味合いが強いこと

もあり⁹、これら2つの特徴に根本的な変化がみられたとは言えない。

注

8. この決定に際しては、タックスヘイブンの規制を強硬に主張したフランスと、中国との間で対立があったとされる(坂元、2010、80頁)。

9. たしかに、スイスはOECDの「タックスヘイブン」のリストからは外れたものの、「タックスヘイブン」の基本的特徴とも言える低い法人税率はいまだ継続している。実際、欧米主要国の法人税率は米国が40%、フランスが33%、ドイツが29.4%および英国が28%であるのに対して、スイスの法人税率の全国平均は18.8%であり、いずれの国々よりも低い水準にある(Swissinfo^③)。

第3章 2010年上半期のギリシャショック時の動向

本章では、2010年上半期のギリシャショック時における、スイスの為替レート、ならびに対外資金フローについて考察する。その際、それらの動向を考察するだけでなく、第1章で考察した、両ショック時における、それらとの比較もねらいの1つである。

第1節 スイスの為替レート

前掲の図1-1-2-1によって、スイスフランの対ドルおよびユーロ相場をみると、2008年のリーマン破綻直後につづいて、2010年上半期のギリシャショック時においても、スイスフランはドルに対して減価し、ユーロに対して増価している。

この場合、スイスフランがユーロに対して増価した理由として、たとえば、ユーロ圏におけるソブリン債務危機が進展していたことが指摘される(IMF, 2011, p.10)。結果、同時期における、スイスフランの増価は、かかる不安の高まりを背景にした、「キャリートレード」の巻き戻しや、安全通貨としてのスイスフランの評価を反映したもの(白井、2010、73頁)との見方がある。これらは、先のリーマン破綻直後のスイスフランの増価に際しても指摘された理由である。

その一方で、先ほどと異なる点もある。その最たるものは、2010年上半期における、SNB[Swiss National Bank]による巨額の為替介入である¹⁰。この為替介入は、SNBの金融緩和政策の一環としてなされたものであり¹¹、その意味は、スイスフランの増価は、新たなデフレの脅威をもたらすので、物価の安定を確保するためにあらゆる措置をとるというものである(SNB, 2010, p.67)。なお、かかる為替介入については、一時的に為替レートを安定化させ、デフレを回避させたという意味では成功したと判断されるものの(IMF, 2011, p.11)、他方、スイスフランの増価を回避するという点で結局は成功しなかった(Deutsche Bundesbank, 2010, p.53)、との見方がある。

以上、2010年上半期のギリシャショック時において、スイスフランはユーロに対して大

きく増価し、その際、同通貨の「セーフヘイブン」通貨として選択されたケースもあったこと、のみならず、SNBは同時期において積極的な為替介入政策をとっていたことがわかった。このことは、すなわち、スイスにおいて、銀行の「秘密保持」の改定や、これに関連した「タックスヘイブン」からのシフト、という大きな改革があったにもかかわらず、スイスフランが、両ショックを通じて、少なくともユーロに対しては「セーフヘイブン」通貨として機能し続けていることを示すものである。

注

10. 為替介入の規模を類推するために、外貨準備の動きをみると、2010年2月から4月にかけて、590億スイスフラン増加した後、5月には880億スイスフラン増加している(IMF, 2011, p.10)。

11. SNBは、2009年3月12日に、四半期ごとに行われる「金融政策評価」において、金融緩和に向けて積極的な行動をとることを決め、新たな金利の引き下げや、ユーロに対するスイスフランのさらなる増価を回避するために行動することを発表した(SNB, 2009, p.59)。なお、かかる方針は、つづく2010年3月、6月の「金融政策評価」においても基本的に変わらなかった。

第2節 スイスの対外資金フロー

第1項 スイスの金融収支

スイスの金融収支は、先に図1-2-1-1でみたように、2000年代に入って概ね流出超過にある中でリーマン破綻後に流入超過に転じたが、2009年2Qを境に再び流出超過になった。ただし、同図のごとく、「準備資産」を除くと2009年4Q以降、流入超過であり、また、その規模は大きく増加している。このことから、スイスを巡る資金フローを見る上で、同時期は、先に考察したリーマン破綻直後と並んで注目すべき時期であるといってい

い。その際、同時期における、流入超過は主に「その他投資」によるものであること、ならびに、同項目の中心である銀行部門の取引において、2009年4Q以降、概ねスイスフランを海外から引き揚げていたことは、先のリーマン破綻後と同様である。

しかしながら、表2-1-2-1で「その他投資」の中身を詳しく見ると、両時期における銀行部門の対外取引に相違点もみてとれる。たとえば、両時期ともに、銀行部門の対外取引は流入超過であるものの、その内訳をみると、流出入の方向ないし規模において相違点がみられる。リーマン破綻直後の2008年4Qは、「資産」が約1372億スイスフランの流入超過、他方、「負債」が約759億スイスフランの流出超過であった。これに対して、2010年上半期のギリシャショック時は、「資産」が、約48億スイスフランの流出超過と、約336億スイスフランの流入超過、他方、「負債」が約78億スイスフランと、54億スイスフラン

の流入超過であった。

このように、2008年のリーマン破綻直後は、「資産」および「負債」の両方で「逆流」がみられ、かつそれぞれの規模も大きかった。その限りで言えば、2010年上半期のギリシャショックの時よりも、2008年のリーマン破綻直後の方が、銀行部門の対外取引は活発であったといつて大過ない。

第2項 スイスの地域別金融収支

本項では、2010年上半期のギリシャショック時における、スイスの地域別金融収支をみていくが、ここでも、第1章と同じく、スイスと、米国、日本、ドイツおよび英国との資金フローについてみていこう。

まず、米国との資金フローについてみていこう。在米銀行からスイスへの資金フローが、2007年下半期のおよそサブプライムショックの時期に増加していった後、今度は、2008年下半期のおよそリーマンショックの時期に向けて減少していったことは、先に図1-2-2-1でみたごとくであるが、その後、2010年に入っても、同図にあるように、在米銀行からスイスへ、という資金フローの方向は変わらず、また、規模も2009年6月以降、ほぼ変わっていない。

次に、日本との資金フローについては、先に図1-2-2-2でみたように、およそリーマン破綻を境にして、日本からスイスへという資金フローの方向に転じたが、2010年に入っても、その方向は変わらない。加えて、「負債項目」も引き続きマイナスであることから、その中身が、スイスの居住者による日本からの資金の引き揚げであることも同じである。

ついで、ドイツとの資金フローについては、先に図1-2-2-3で、サブプライムショックの際の、スイスからドイツへ、という資金フローが、つづくリーマンショックの際には、ドイツからスイスへ、という資金フローの方向に転じたことに触れたが、その後も方向に変化がみられる。すなわち、2009年2Qから4Qにかけて、スイスからドイツへ、という資金フローの方向になったものの、2010年に入ると、リーマン破綻直後と同様、再び、ドイツからスイスへ、という資金フローの方向に転じた。ただし、この2010年上半期をリーマン破綻直後と比べると、ドイツからスイスへの資金フローの規模は小さく、また、「負債項目」がプラスであるといった違いもある。

最後に、英国との資金フローについてみると、2000年代に入って継続していた、スイスから英国所在銀行へという資金フローが、およそリーマン破綻を境にして大きく減少したのは先に図1-2-2-4でみたごとくであるが、2010年に入ると、同図のように、方向は同じであるが、規模が大きく増加している点に相違がみられる。

かくして、スイスと、主要先進4カ国との資金フローについて、2008年のリーマン破綻直後と、2010年上半期のギリシャショック時を比べてみると、資金フローの「方向」は同様であったものの、その「規模」や、銀行部門の取引において異なる部分もみてとれた。

すなわち、同じ、ユーロに対する「セーフヘイブン」の状況下にあった両時期でも、資金フローの動きを詳しく見ると、共通点と、相違点とがあることがわかった。

まとめ

以上のごとく、本報告では、通貨危機ないし国際資金フローの先行研究においてあまり取り上げられてこなかったスイスについて、今次の一連の危機、ならびに、その間、実施された、銀行の「秘密保持」および「タックスヘイブン」に関する改革との関係の中で論じた。そして、そこでは、かかる一連の危機、ないしそれら2つの改革を受けて、スイスフランの「セーフヘイブン」通貨としての機能、さらには、スイスの資金フローがどのようなになったのか、について明らかにした。

これら検討を通じてわかったことは、次の4つである。第1は、サブプライム・リーマンショック時における、スイスの資金フローの動きについてである。2000年代に入って、概ね流出超過であったスイスの金融収支が流入超過に転じた。かかる変化は、「その他投資」、なかでも銀行部門の取引が中心であり、その取引通貨に注目すると、スイス所在銀行は同時期にスイスフランを引き揚げていた。

さらに、取引相手国に注目すると、リーマンの破綻以前に概してみられた、スイスから日本およびドイツへという資金の流れは、リーマンの破綻直後に、日本およびドイツからスイスへという資金の流れに転じた。これらは、概して、スイス居住者による両国からの資金の引き揚げによるものであった。加えて、米国所在の金融機関からスイスへ、ならびに、スイスから英国所在の金融機関へという資金の流れは、同時期を境にそれぞれ規模が減少した。

第2は、スイスにおける、銀行の「秘密保持」ないし「タックスヘイブン」に関する改革についてである。ここ数年の先進諸国が主導したタックスヘイブン対策により、スイスの銀行は結果として「秘密保持」の原則を見直すに至った。しかし、銀行の「秘密保持」の改定は対外向けに限られること、また、これに関連したOECDの「タックスヘイブン」リストからの除外も、事実上、名目的な意味合いが強いこともあり、これら2つの特徴に根本的な変化がみられたとは言えない。

第3は、スイスフランの「セーフヘイブン」としての役割についてである。2008年のリーマン破綻直後につづいて、2010年上半期のギリシャショック時においても、スイスフランはドルに対して減価したものの、ユーロに対しては増価した。また、その際、ユーロに対する「セーフヘイブン」通貨として選択された可能性も少なくない。

もちろん、両時期を比較する上で、ショックの原因や為替介入の規模などの相違点に留意する必要があるものの、それを踏まえた上でなお、ここで注目されるのは、両ショックの間に、銀行の「秘密保持」の改定や、これに関連したOECDの「タックスヘイブン」リ

ストからの除外という、スイスにとって大きな改革があったにもかかわらず、スイスフランが少なくともユーロに対する「セーフヘイブン」通貨として機能し続けているとみて大過ないことである。

そして、第4は、2010年上半期のギリシャショックにおける、スイスの資金フローについてである。同時期における、スイスの金融収支は巨額の為替介入に伴う「準備資産」の急増を除けば2008年のリーマン破綻直後と同じく流入超過であった。また、取引相手国との資金フローの「方向」も基本的に両時期で同様であった。ただし、その「規模」や、同取引を構成する1つである、銀行部門の取引については、両時期で異なる部分もみとれた。

これらを踏まえて、最後に、本報告の結論を述べる。スイスフランは2008年のリーマン破綻直後のみならず、銀行の「秘密保持」の改定や、「タックスヘイブン」からのシフト後の、2010年上半期のギリシャショック時においても、少なくともユーロに対する「セーフヘイブン」通貨であり続けたと言ってよい。ただし、両危機における、スイスを巡る資金フローの動向を比較してみると、取引相手国との資金フローの「方向」については似たような姿をみとれるが、その「規模」ないし銀行部門の取引については、異なる姿もみとれた。すなわち、両ショックの下で、スイスフランに、同じユーロに対する「セーフヘイブン」の役割を認めることができる一方で、スイスを巡る資金フローには共通点と相違点が存在することがわかった。

<参考文献>

1. 日本語文献

石田定夫、1993、『日本経済の資金循環』東洋経済新報社。

金森久雄・荒 憲治郎・森口親司編、2002、『有斐閣 経済辞典(第4版)』有斐閣。

金融辞典編集委員会編、2002、『大月金融辞典』大月書店。

楠本 博・勅使川原 明 監修、永井隆昭編、2010、『スイス銀行』日刊工業新聞社。

経済産業省、2005、『通商白書 2005』ぎょうせい。

坂元浩一、2010、『世界金融危機 歴史とフィールドからの検証』大学教育出版。

瀬尾芙巳子、1971、『現代資本主義の成長構造』日本評論社。

張 南、2005、『国際資金循環分析の理論と展開』ミネルヴァ書房。

辻村和佑・辻村雅子、2008、『国際資金循環分析—基礎技法と応用事例』慶応義塾大学出版会。

内閣府政策統括官室編、2008、『世界経済の潮流 2008年 I』日経印刷株式会社。

中尾茂夫、1988、『世界マネーフロー』同文館出版。

日本銀行国際収支統計研究会、2000、『入門 国際収支』東洋経済新報社。

平田喜彦、1997、「世界の経常・資本取引拡大と国際収支構造変化、1980～1993年」『経済志林』第65巻1号。

同、1997、「国際資金循環の構図、1984～1993年」『経済志林』第65巻2号。

福原直樹、2004、『黒いスイス』新潮社。

森田安一・踊 共二、2007、『スイス』河出書房新社。

山本栄治、2002、『国際通貨と国際資金循環』日本評論社。

2. 外国語文献

BIS, 2010, *80th Annual Report*.

Brown, B., 2006, *What drives global capital flows ?*, Palgrave Macmillan(田村勝省訳、『ドルはどこへ行くのか』春秋社、2007年)。

Chavagneux, C. et Palan, R., 2006, *Les paradis fiscaux*, La Découverte, Paris(杉村昌昭訳、『タックスヘイブン』作品社、2007年)。

Deutsche Bundesbank, 2010, *Monthly Report*, July.

ECB, 2008, *Monthly Bulletin*, December.

ECB, 2010, *Monthly Bulletin*, October.

IMF, 2011, “Switzerland: 2011 Article IV Consultation – Staff Report; Public Information Notice on the Executive Board Discussion; and Statement by the Executive Director for the Switzerland,” *Country Report* No.11/115.

Kohler, M., 2010, “Exchange rates during financial crises,” *BIS Quarterly Review*, March, pp.39–50.

Kubelec, C. and Filipa Sá, 2010, “The geographical composition of national external balance sheets:1980-2005,” *Bank of England Working Paper*, No.384.

Lane, Philip R. and Gian Maria Milesi-Ferretti, 2010, “Cross-Border Investment in Small International Financial Centers,” *IMF Working Paper*, WP/10/38

McCauley, R.N, 2010, “Foreign currency borrowing in emerging Europe: households as carry traders,” *BIS Quarterly Review*, September, pp.18–19.

McCauley, R.N and McGuire, P. , 2009, “Dollar appreciation in 2008 : safe haven, carry trades, dollar shortage and overhedging ,” *BIS Quarterly Review*, December, pp.85–93.

Swiss National Bank, 2009, *Quarterly Bulletin*, 1/2009.

Swiss National Bank, 2010, *Quarterly Bulletin*, 2/2010.

3. 雑誌

橋 玲、2009、「世界がタックスヘイブンになる日」、『中央公論』、6月号。

『週刊エコノミスト』

①2009年4月28日号

②2009年3月15日号

③2010年2月9日号

4. 新聞

4-1. 「日本経済新聞」

①2010年4月6日付

4-2. *Japan Times*

①2011年4月22日付

5. ウェブサイト(図と表の出所に記載したものは除く)

5-1. Swissinfo

①<http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=1255096>

②<http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=28466462>

③<http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=28933402>

5-2. Swissworld

http://www.swissworld.org/jp/economy/swiss_financial_centre/a_time_honoured_tradition/

表0-1. 通貨危機および国際資金フローの先行研究についての1つの整理¹

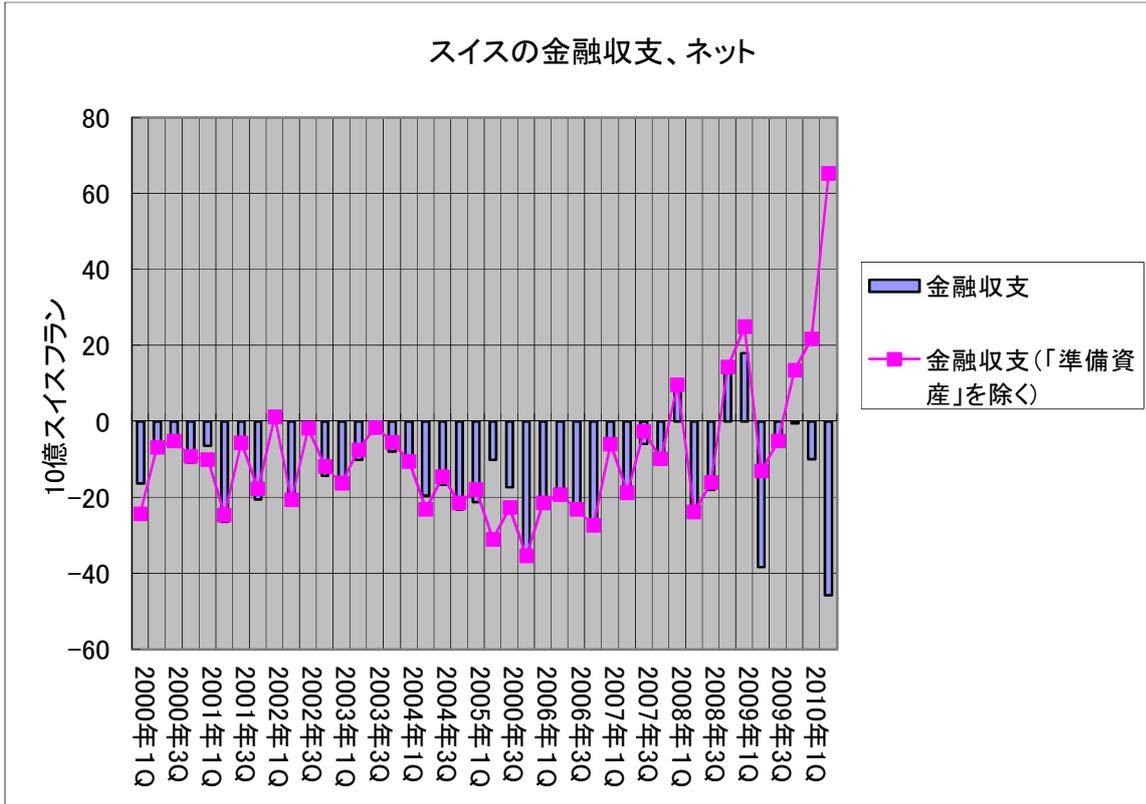
<p>1. 通貨危機の分析視角</p> <p>1-1.1つの通貨危機を対象 ←原因の解明を重視</p> <p>A.「内生説」²</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B.「外生説」³</div> <p>1-2.2つ以上の通貨危機を対象 ←危機どうしの共通性に注目</p> <p>A.グローバル化</p> <p>B.ドル体制</p> <p>C.政策トリレンマ⁴</p> <p>D.「21世紀型」危機⁵</p>	<p>2. 国際資金フローの分析視角</p> <p>2-1.国際資金循環をベース⁶</p> <p>2-2. 銀行部門の取引をベース</p> <p>2-3.国際資本移動をベース⁷</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2-4.国際資金フローをベース⁸</div> <p>A.主要先進国ベース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B.「中継地」ベース⁹</div> <p>C.グランドデザイン「推測型」¹⁰</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">D.グランドデザイン「限定型」¹¹</div>
--	--

注

1. ここでは、紙幅の都合があるので、個別の先行研究については、必要な限りで触れることに留める。ただし、このうち、本報告に関連する視角については、本文中でいくらか補うことにする。
2. 「内生説」は、危機の主たる原因を危機国の経済指標ないし経済構造に求める。
3. 「外生説」は、危機の主たる原因を、機関投資家の台頭ないし資金フローの大規模化、高速化および多様化に求める。ただし、先行研究において、資金フローの「規模」や「中身」について比較的詳しい分析がなされている一方で、「方向」については、それが十分とは言えず、そこに、研究の余地が残されていると考える。
4. 「政策トリレンマ」とは、「固定相場制、自由な資本移動、金融政策の独立性という3つの目標を同時に達成することは不可能であるとする命題」(金融辞典編集委員会編、2002、327頁)であり、先行研究では、その立場から、固定相場制の下で資本規制を自由化したために通貨危機が起こったと主張されることが多い。
5. 「21世紀型」危機とは、東アジア危機の場合のように、準固定相場制の下で急激かつ大量の資本流出入が起こり、結果、為替相場の急激な下落を引き起こした際にみられた、経常収支の赤字でなく資本収支の赤字による危機を言う(金融辞典編集委員会編、2002、375頁)。
6. 国際資金循環とは、国民勘定体系(System of National Account)の資金循環勘定における、国内部門全体の資金過不足は、国際収支と関連する海外部門(海外勘定)との間での金融取引によって調節されることから、両者の資金循環を国際資金循環と称する(金森・荒・森口編、2002、386頁)。先行研究では、比較的、国内の資金循環に重きを置いて描いているため、各国間の資金フローに関する詳しい分析については、研究の余地が残されていると考える。
7. 国際資本移動は、国際間の資金(購買力)移動のことであるが、主に国際収支表の経常移転収支と資本収支[金融収支]とに相当する取引である(金融辞典編集委員会編、2002、207頁)。先行研究としては、多少古くなるが、平田喜彦、1997、「世界の経常・資本取引拡大と国際収支構造変化、1980～1993年」『経済志林』第65巻1号、および、同、1997、「国際資金循環の構図、1984～1993年」『経済志林』第65巻2号に詳しい。
8. 国際資金フローとは、国際的な資金の流れを、各国別・金融資産別に鳥瞰的にとらえたものであり、その対象は、国際収支統計の資本勘定[金融収支]に該当するものである(金融辞典編集委員会編、2002、206頁)。かかる対象項目の違いに、上記の国際資本移動の視角との相違がある。
9. 本報告では、英国ないしタックスヘイブンの国・地域に代表されるように、概して、グロスの資金フローの流出入がネットのそれに比べて顕著に大きい国・地域をさしあたり「中継地」と呼ぶことにする。かかる視角の先行研究は、あまり多くないが、たとえば、Lane, Philip R. and Gian Maria Milesi-Ferretti, 2010, “Cross-Border Investment in Small International Financial Centers,” *IMF Working Paper*, WP/10/38がある。
10. 国際資金フローのグランドデザインを示す場合、データの制約もあり、全てを明らかにすることは難しい。そのような中、推測を含めて同デザインを完成させる方法を、本報告では、さしあたり「推測型」と呼ぶ。ただし、同研究には推測の妥当性や、データの出所の相違という問題が残る。先行研究としては、Kubelec, C. and Filipa Sá, 2010, “The geographical composition of national external balance sheets:1980-2005,” *Bank of England Working Paper*, No.384をとりあえず挙げておく。
11. 本報告では、いまあるデータを使って、可能な範囲まで国際資金フローのグランドデザインを提示する方法を、さしあた

り「限定型」と呼ぶ。先行研究の中には、『通商白書』など日本の公的機関による試みもあるが、以前の学会報告(第69回国際経済学会全国大会)で指摘したように、そのアプローチには問題も残る。

図1-2-1-1

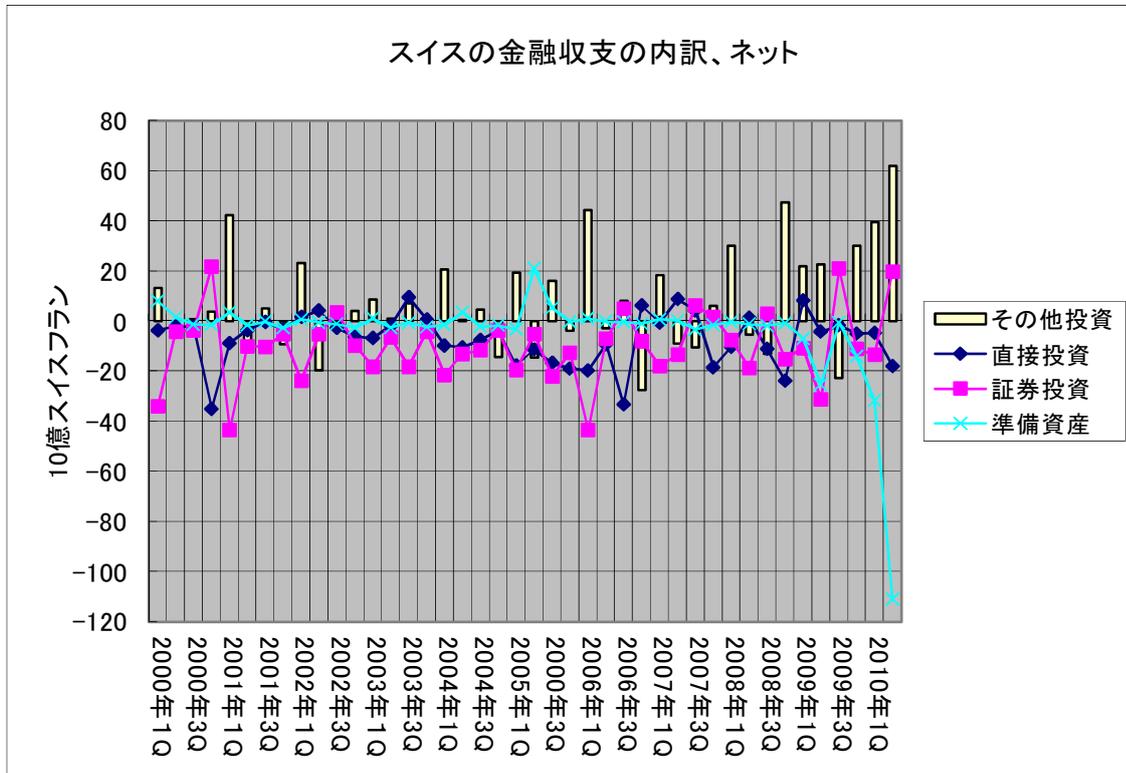


(出所) SNB, *Swiss Balance of Payments*, Table 1.1 Time series(http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bopq/stats/bopq/bopq_tab_Ueb)より作成。

注

1. 図中のプラスは、スイスへの資金流入、マイナスは、スイスからの資金流出を表す。

図1-2-1-2

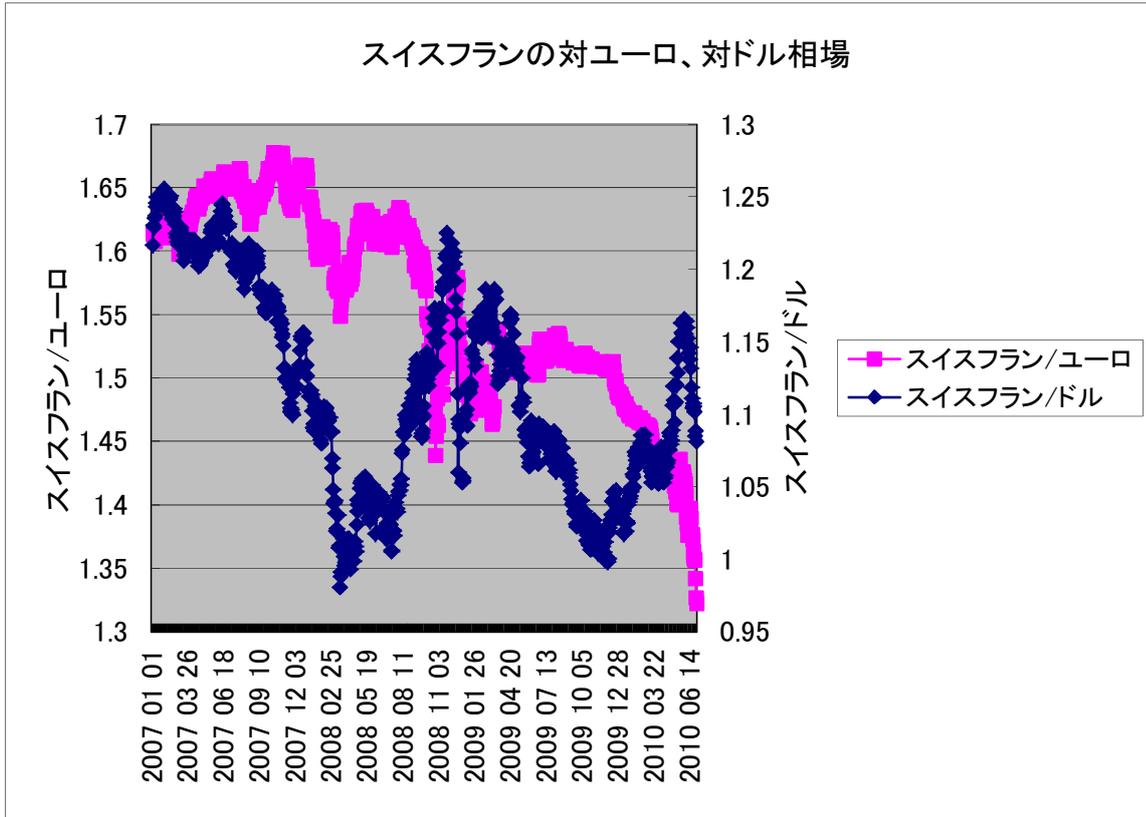


(出所) 図1-2-1-1に同じ。

注

1. 図中のプラスは、スイスへの資金流入、マイナスは、スイスからの資金流出を表す。

図1-1-1



(出所) SNB, *Monthly Statistical Bulletin*, G1 Time

series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/statmon/stats/statmon>)より作成。

注

1. 図中のスイスフランは、下に向かうと増価、上に向かうと減価を示す。
2. 図は、2007年1月3日から2010年6月30日までの日次ベースの為替レートの推移である。

表2-1-2-1.「その他投資」の内訳、2007年1Q-2010年2Q

(10億スイスフラン)

	その他投資	うち銀行部門	資産	対銀行	負債	対銀行	うち企業部門	うち政府部門	うちSNB部門	うちその他部門
2007年1Q	18.23	16.50	-239.05	-231.07	255.54	256.42	-0.12	1.55	1.59	-1.28
2007年2Q	-8.91	6.36	62.67	78.89	-56.30	-63.48	-2.38	-2.02	-3.23	-7.63
2007年3Q	-10.44	-14.81	17.28	32.64	-32.09	-28.69	1.79	-1.04	5.62	-2.01
2007年4Q	6.13	-2.36	-131.80	-121.97	129.44	127.99	7.27	4.58	-3.96	0.60
2008年1Q	30.08	17.29	67.55	71.43	-50.26	-57.34	3.42	4.28	-0.97	6.06
2008年2Q	-5.44	-1.89	177.76	183.91	-179.65	-177.79	1.00	-0.29	-5.92	1.66
2008年3Q	-13.05	-13.86	-19.79	-16.00	5.92	-1.71	-11.02	1.36	-0.68	11.15
2008年4Q	47.44	61.29	137.25	97.30	-75.96	-109.29	-5.68	0.01	-27.51	19.34
2009年1Q	22.00	58.08	15.85	-9.01	42.23	-1.68	-2.31	-0.02	-27.02	-6.73
2009年2Q	22.75	11.53	-22.85	-23.71	34.38	9.54	-0.41	-0.24	9.53	2.33
2009年3Q	-22.62	-48.88	22.06	25.42	-70.94	-100.29	0.93	0.18	24.33	0.83
2009年4Q	30.08	22.45	38.76	39.39	-16.31	-26.97	-3.18	0.10	11.10	-0.39
2010年1Q	39.56	2.99	-4.86	-1.69	7.85	-1.05	6.66	0.38	22.15	7.38
2010年2Q	62.05	39.11	33.62	40.36	5.49	-2.94	2.43	-0.96	16.39	5.09

(出所)図1-2-1-1に同じ。

注

1. 表中のマイナスはスイスからの流出、プラスはスイスへの流入を示す。

表2-2-1-1. 新たなタックスヘイブン対策—スイスとの関係を中心に

	超国家機関・先進諸国の動き	スイスに関連した動き
2008年5月		・米国、UBSを提訴し米国人顧客の情報提出を求める。
2008年10月	仏独など、タックスヘイブンに税制優遇措置の見直しを求めることで合意	
2008年12月	ドイツ政府、脱税に関する罰則を大幅に強化する法改正	
2009年2月		・UBS、米国に対して7億8000万ドルの支払いと、重大な脱税をした約300人分の米国人顧客の口座情報を米国に提供することで合意<18日> ・米国税務当局、スイスに対して新たに約5万2千人分の口座情報の提供を要求<19日>
2009年3月	米国、海外口座を利用した脱税について自主申告すれば刑事訴追を見送る制度を導入	～スイス政府、銀行の「守秘義務」制度の見直しを閣議決定<13日>
2009年4月	G20首脳会合(金融サミット)閉幕、タックスヘイブンへの監視強化で一致<2日> OECD、タックスヘイブンの国・地域のリストを公表<2日>	～スイスは、「グレーリスト」に掲載。 仏独スイスなど、タックスヘイブンを協議する特別会合<23日>
2009年5月	米国、タックスヘイブンの利用者への課税強化を発表<4日>	
2009年6月		～スイス、米国および日本との租税条約の改定に基本合意 EU、スイスとの間で利子課税に関する取り決め ²
2009年7月		～スイス、フィンランドとの間で租税条約の改定に基本合意し、「グレーリスト」から外れる条件である12カ国に到達<23日>。
2009年8月		・UBS、スイス政府を通じて4450人分の口座情報を1年以内に米国政府に提供することで合意<19日> フランス、スイスに対して顧客情報の開示を要求<30日>。
2009年9月		～スイス、米国と改正租税条約に調印<23日> ～OECD、「グレーリスト」からスイスを除外<25日>。
2009年夏		* フランス、盗難データを入手
2009年10月	イタリア、タックス・アムネ스티(租税回避行為に対する恩赦)を実施 ³	
2010年1月		・スイスの行政裁判所、米国とUBSとの合意の履行を禁止<22日>
2010年2月	先進国・新興国、国際脱税の相互監視の一環として、新組織「グローバルフォーラム」を設立<26日> ⁴	* ドイツ、盗難データを購入する方針を表明<1日>
2010年6月		・スイス連邦議会、昨年8月のUBSに関する米国との合意を承認<18日>。 * スペイン、未払いの税金に対してスイスにおける銀行の秘密口座を調査。
2010年7月		* ドイツ、検察がクレディ・スイスの複数のドイツ法人への捜査に着手<14日>。
2010年11月		・米国、UBSに対する民事訴訟を取り下げ<16日>。

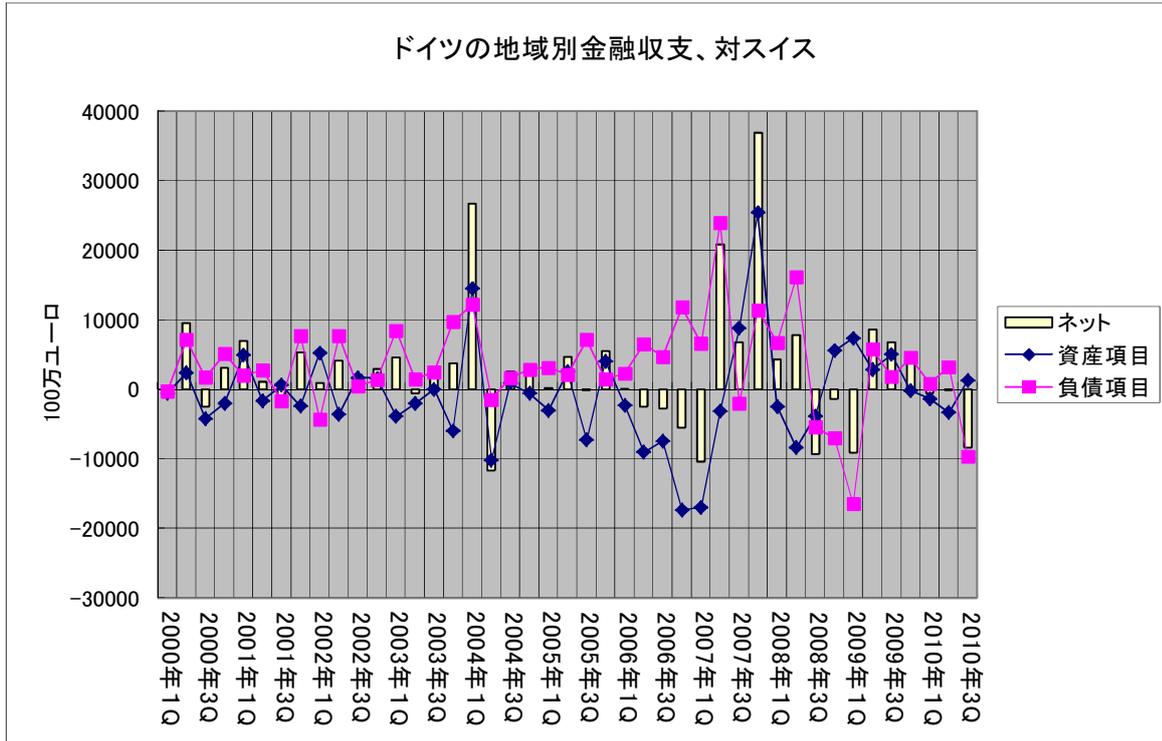
(出所)各種、新聞、雑誌、書籍およびウェブサイト等から作成。

注

1. 表中の「・」は米国とUBS関連の事項、「～」はOECDの「リスト」と租税協定の改正関連の事項、そして「*」は盗難データに関連した事項の目印である。
2. スイスの銀行口座から生じる利子所得税のうち、70%をEUに還元する代わりに、スイスにおける銀行顧客の機密維持を保証する。
3. 過去に海外へ違法に持ち出された資産について、同年12月15日までに、政府に申告し、かつ申告額の5%を国庫に納付すれば、追徴・懲罰を課されずに匿名で国内に持ち込むことができる。結果、期日までに950億ユーロ(約13兆円)が申告されたが、そのうち80%がスイスに逃避していた資産であるという(『週刊エコノミスト』③)。

4. 各国の税務当局者など専門家が2014年までに約100カ国・地域を訪問して情報開示の状況などを調査する。情報開示が不十分な場合、当該国は半年後と1年後に改善状況を示す報告書を提出し、改善されていない場合は各国が個別に制裁を検討する(「日本経済新聞」①)。

図1-2-2-3

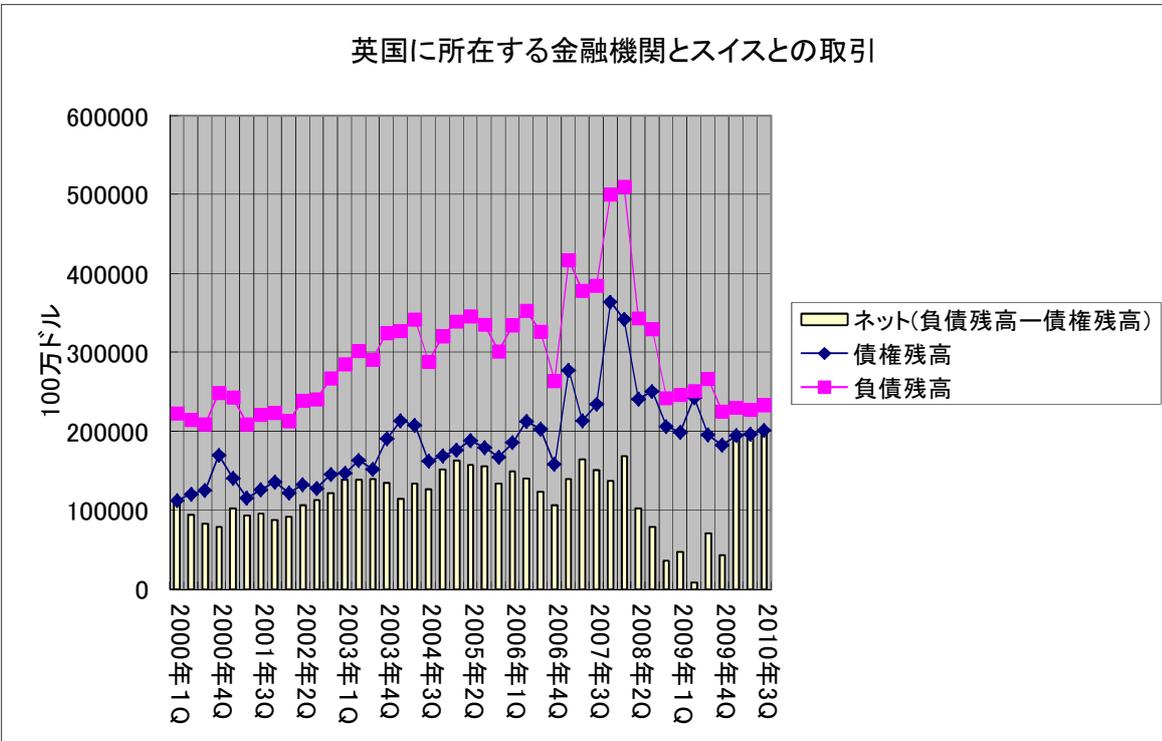


(出所) Deutsche Bundesbank, Time series database(http://www.bundesbank.de/statistik/statistik_zeitreihen.en.php?lang=en&open=func=list&tr=www_s201_b9262)より作成。

注

1. 図の「ネット」のプラスは、スイスからドイツへの流入、マイナスはドイツからスイスへの流出を表す。

図1-2-2-4

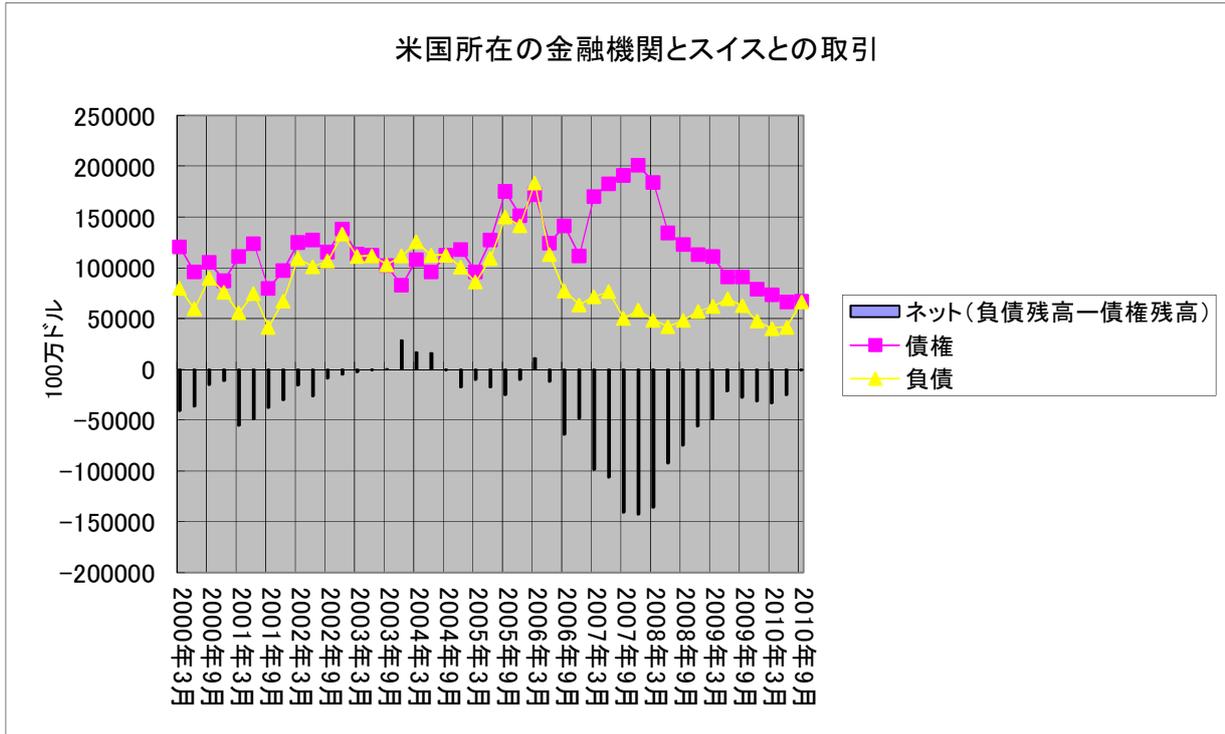


(出所) Bank of England, *Monetary & Financial Statistics*. 2001年から2011年の各4月号、Table C3.2より作成

注

1. 図の「ネット」について、プラスは、スイスから英国所在銀行への流入を表す。

図1-2-2-1

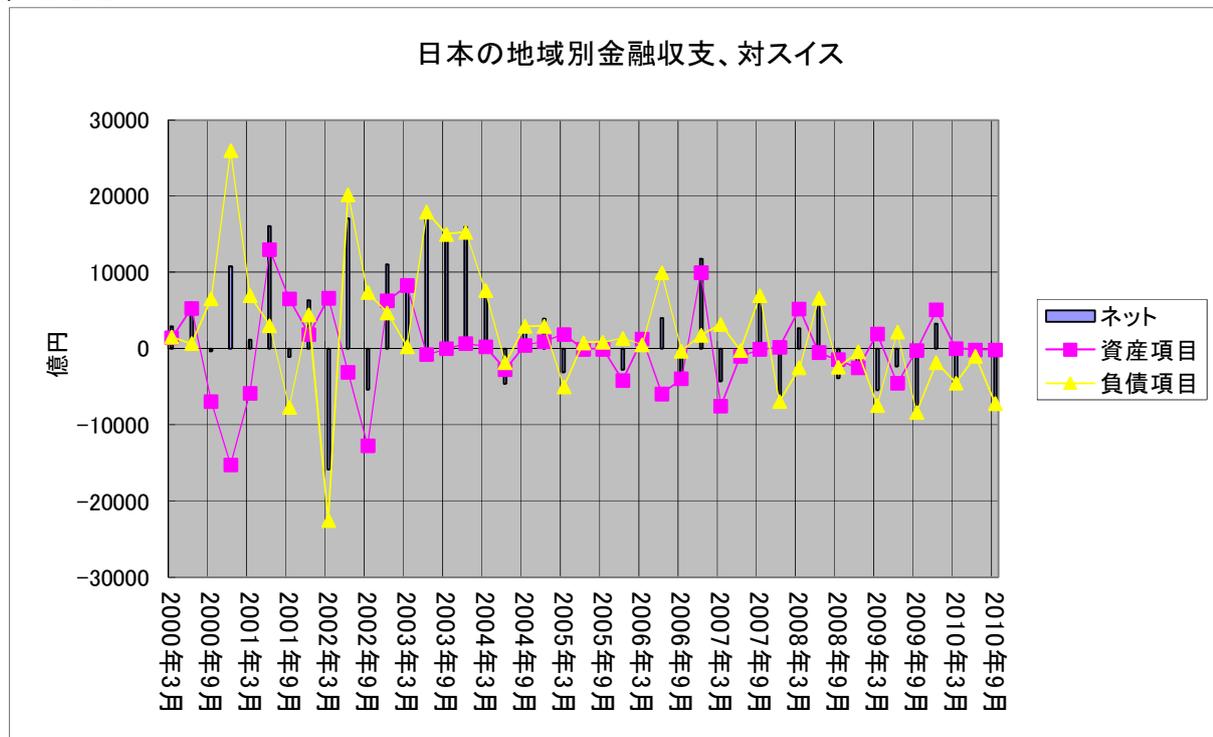


(出所) U.S. Department of the Treasury, Treasury International Capital System (TIC), Banking Data (<http://www.treasury.gov/resource-center/data-chart-center/tic/Pages/index.aspx>)より作成。

注

1. 図の「ネット」について、プラスは、スイスから米国所在銀行への流入を、マイナスは米国所在銀行からスイスへの流出を表す。

図1-2-2-2

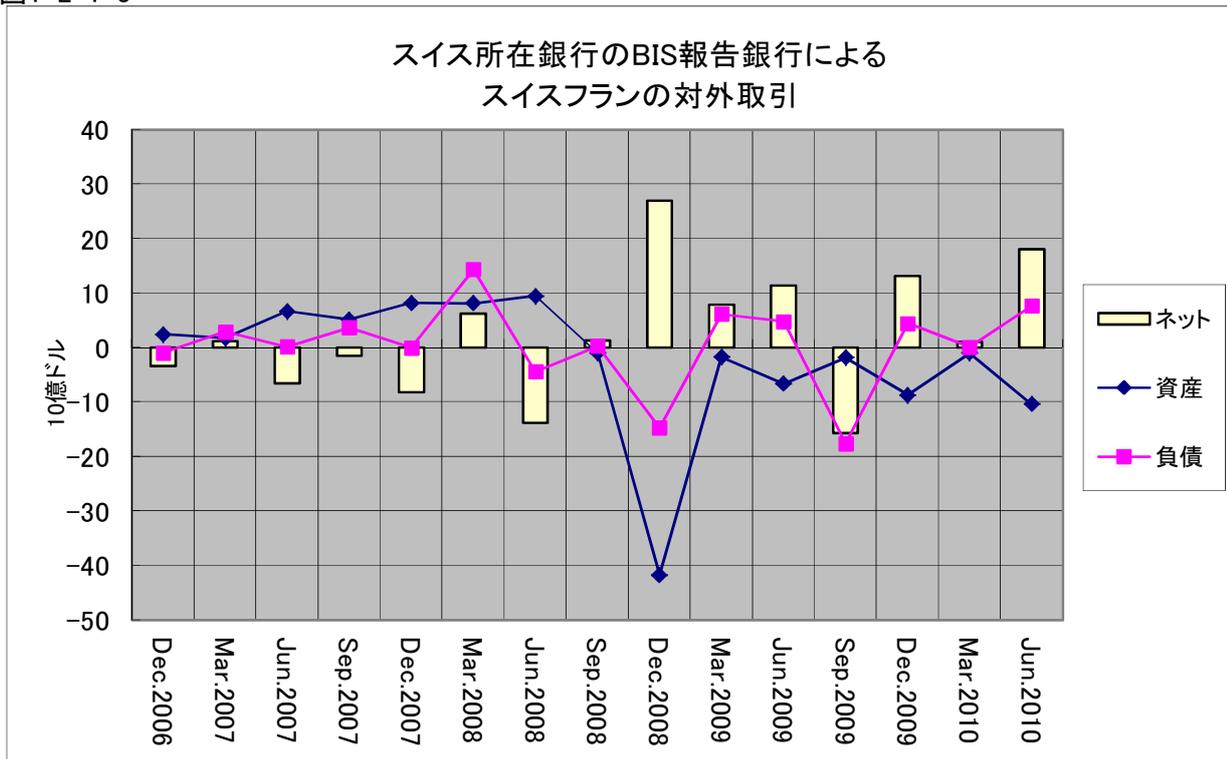


(出所) 日本銀行時系列データ ([http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme_a000&1stSelection=10](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&1stSelection=10))より作成。

注

1. 図の「ネット」のプラスは、スイスから日本への流入、マイナスは日本からスイスへの流出を表す。

図1-2-1-3



(出所) BIS, Locational banking statistics, Table5A Time series(<http://www.bis.org/statistics/qcsv/anx5a.csv>)より作成。

注

1. 図中の「ネット」は「負債」から「資産」を差し引いたものである。
2. 図中の「ネット」のプラスは、スイス所在の報告銀行へのスイス・フランの流入を、マイナスは、同銀行からのスイス・フランの流出をそれぞれ表す。